

社会福祉法人東京聖新会 向台町地域包括支援センター 運営規程

「向台町地域包括支援センター運営規程」の全部を改正する。

(事業の目的)

第1条 西東京市が設置し、社会福祉法人東京聖新会が受託運営する向台町地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(運営の方針)

第2条 センターは、西東京市において進めている「地域包括ケアシステムの推進」や「地域共生社会の実現」を念頭に置き、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活が維持できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していく。

(センターの名称)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 向台町地域包括支援センター

所在地 西東京市向台町2-16-22 特別養護老人ホームフローラ田無内

(センターの実施地域)

第4条 センターが事業を行う実施地域は、西東京市南町、向台町とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- (1) 管理者 1名（常勤）
- (2) 担当職員
保健師等 1名以上（常勤）
主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
社会福祉士 1名以上（常勤）
認知症地域支援推進員 1名以上（常勤）
- (3) その他非常勤職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び、営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日並びに年末年始を除く。
- (2) 営業時間 平日・土曜日 午前9:00から午後6:00まで
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(センターの基本機能)

第7条 センターは以下の基本機能を担うものとする。

(1) 総合相談支援

高齢者の総合相談窓口として、実態把握の上必要なサービスにつなげる。

(2) 権利擁護

虐待の防止等権利擁護に努める

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

(4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等が効果的かつ効率的に提供できるよう、適切なケアマネジメントを行う。

(利用契約)

第8条 センターは、介護予防支援等を行うにあたって利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書を締結しなければならない。

(苦情対応)

第9条 センターは、提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第10条 センターは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また職員でなくなったあともこれらの秘密を保持するものとする。

2 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 センターは利用者の虐待防止のため、以下の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する機会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知する。

(2) 職員に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施する。

(3) その他虐待防止に必要な措置をとる

2 センターはサービス提供中に、担当職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを西東京市に通報しなければならない。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 センターは利用者の身体拘束等を原則禁止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び期間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務の維持継続)

第13条 災害対策への取組みとして、平時から地域の関係機関と連携し、地域の災害リスクや避難行動要援護者等への支援体制を検討する。また、災害発生時の連絡体制や業務の優先順位、通常業務への移行について業務継続計画に記載し、定期的に訓練を行うこととする。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。